



後期高齢者医療被保険者証等が8月から新しくなります

現在の被保険者証の有効期限は、令和3年7月31日までです。

8月1日から使用できる被保険者証（紫色）は、7月下旬に簡易書留で郵送します。有効期限は、令和4年7月31日までの1年間となっています。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。

8月1日以降に受診されるときは、新しい被保険者証（紫色）を医療機関の窓口で提示してください。

7月31日までに新しい被保険者証（紫色）が届かない場合は、国保・年金係へお問い合わせください。

■ 保険証の郵送を希望しない方へ

7月2日（金）までに市民生活課国保・年金係（☎75-4973）へご連絡ください。新しい保険証の受け取りは、7月19日（月）以降に、希望した窓口《市役所国保・年金係または浮羽市民課（市民センター2階）》へお越しください。

被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。

毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。自己負担割合は、通常1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の住民税課税所得が145万円以上（※）である場合には、3割となります。

ただし、住民税課税所得が145万円以上であっても、次の1または2に該当する場合は、国保・年金係へ申請すれば、自己負担割合は1割となります。

1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合
同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合（次の①又は②に該当）
 - ①本人の収入が383万円未満
 - ②本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

※住民税課税所得が145万円以上であっても、前年の12月31日現在において、被保険者が世帯主であり、かつ、同じ世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合には、被保険者の住民税課税所得から、16歳未満は1人当たり33万円、16歳以上19歳未満は1人当たり12万円をそれぞれ控除した後の額が、145万円未満となるときは、自己負担割合は1割となります（この場合の届出は不要です）。

※住民税課税所得が145万円以上であっても、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者と同じ世帯の被保険者全員の旧ただし書所得（総所得金額等から43万円を控除した金額）の合計額が210万円以下の場合、自己負担割合は1割となります（届出は不要です）。

■ 限度額適用認定証など（※）が8月に更新となります

現在使用中の限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、令和3年7月31日です。

この認定証をすでにお持ちの方で、令和3年度も同じように認定証を発行できる条件の方には、8月1日からの新しい認定証を被保険者証とは別に7月下旬にお届けします。

新たに認定証の交付を希望する場合は、市役所での申請が必要です。

(※) 限度額適用（・標準負担額減額）認定証とは

限度額適用認定証とは、負担割合が3割となる方の中で、所得が一定額未満の方に発行し、あらかじめ医療機関窓口で提示すると、入院または外来診療を受ける際にかかった医療費の自己負担が限度額までとなります。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証とは、世帯全員が住民税非課税である方に発行し、あらかじめ医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。

(※住民税課税世帯の方のうち、課税所得145万円未満（自己負担が1割）の方、及び、課税所得690万円以上の方は、限度額適用認定証などの交付はありません。「後期高齢者医療被保険者証」を医療機関に提示するだけで、医療費の自己負担は限度額までとなります。)

申請に必要なもの

被保険者証・その他

非課税（課税）証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。

- 問合せ 市民生活課国保・年金係 ☎75-4973
福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎092-651-3111



国民健康保険証（兼高齢受給者証）の更新について

現在交付しているうきは市国民健康保険被保険者証（以下「保険証」という。）の有効期限は、本年7月31日までです。

このため、7月下旬に新しい保険証を該当世帯へ簡易書留で郵送します。

なお、現在お持ちの保険証は、8月以降は使用できませんので、各自で破棄してください。今回お送りする保険証の有効期限は次のとおりです。

令和3年8月1日から令和4年7月31日まで

■ 保険証の郵送を希望しない方へ

保険証の郵送を希望しない方は、7月2日（金）までに国保・年金係（☎75-4973）へご連絡ください。新しい保険証の受け取りは、7月19日（月）以降に、連絡時に受取希望した窓口《市民生活課国保・年金係または浮羽市民課（市民センター2階）》へお越しください。

■ 就学や施設入所で住民票が市外にある方へ

就学や施設への入所のために住民票を市外に移した方は、国保・年金係（市役所本館）または浮羽市民課（市民センター2階）へ申請してください。在学証明書や在園証明書が必要です。※本年4月以降に申請されている方は不要です。

■ 令和4年7月31日までの間に70歳になる方へ

令和4年7月31日までの間に70歳になる方は、70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方は誕生日）より「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」となります。このため、保険証の有効期限は70歳の誕生月の末日までとなります。

■ 令和4年7月31日までの間に75歳になる方へ

令和4年7月31日までの間に75歳になる方は、75歳の誕生日から後期高齢者医療の被保険者になります。このため、保険証の有効期限は75歳になる日の前日までとなります。

～更新後のお願い～

- ・ 保険証を受け取られたら、必ず内容を確認してください。
- ・ 保険証の記入事項は、勝手に訂正できません。
- ・ 事業所等の健康保険に加入したとき、あるいは保険証の記入事項に変更、訂正があるときは速やかに届けてください。
- ・ 医療機関等を利用するときは、必ず保険証を窓口で提示してください。
- ・ はり・きゅう施術券の交付を受けたい方は、必ず保険証をご持参ください。

- 問合せ 市民生活課国保・年金係 ☎75-4973